

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正案の概要について

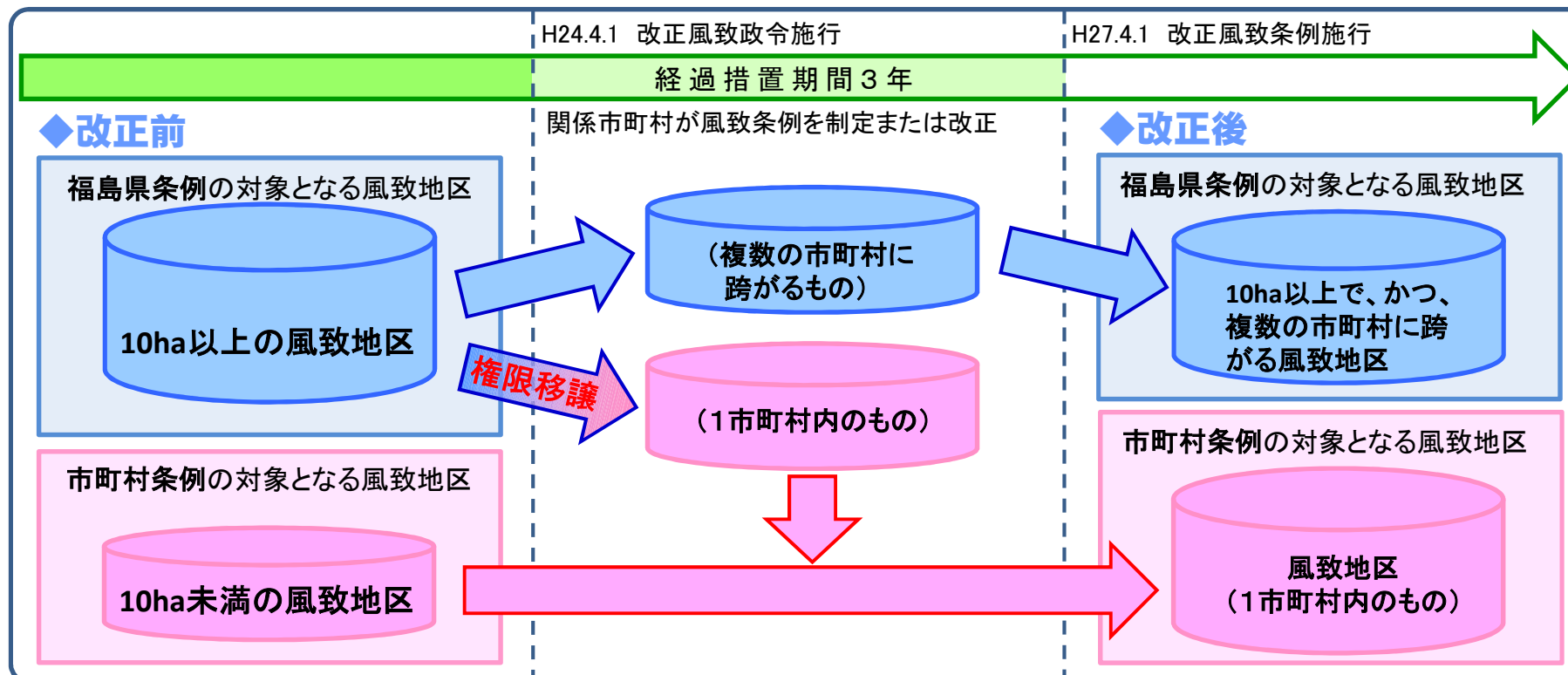
本条例の骨子

都市環境の保全を図るため、良好な自然的景観に恵まれた土地の区域は、都市計画法により風致地区に決定されております。本条例では、このような貴重な都市の風致を維持するため、建築物の高さ等を制限し、建築等に係る行為を規制しています。

改正の概要

国の地域主権改革にともない、都道府県から住民に最も身近な行政主体である市町村へ権限が移譲されることになり、国は「風致地区内における建築物等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令」(風致政令)を改正しました。

この政令改正にともない、本県条例を一部改正し、関係市町村へ権限を移譲するものです。



参考) 10ha以上で、かつ、複数の市町村に跨がる風致地区は、現在ありません。